

# 患者確認に関する方針・手順

公益社団法人 青森県看護協会

医療・看護安全委員会

2021年6月4日 第1版

## 1. はじめに

公益社団法人青森県看護協会 医療・看護安全委員会（以下、委員会）は、県内の医療安全管理に携わる看護師が委員として推薦・選任され、協会長の諮問事項を受け、青森県内の医療安全対策の検討及び医療安全管理者の質の向上に努めている。

委員会では令和元年に、患者誤認防止インシデントの発生状況と患者誤認防止対策の現状を明らかにし、取り組む課題を抽出するため青森県内の有床医療機関における内服薬等の患者誤認防止対策の現状について調査を行った。

その結果、診療の様々な場面で患者誤認が発生していることが確認された。このことから医療機関では、患者誤認防止が課題となっており、医療機関の規模、機能に拘わらず応用可能な患者確認の手順書作成が必須事項である。患者誤認事例は、医療の質・安全学会のネットワーク委員会主催医療安全管理者ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」）で推奨し、公表している患者確認手順の実践によって予防可能であると言われている。

そのためには行うべき手順を取決め、その手順が確実に実践されるようSDCA（Standardize 標準化⇒Do 実行⇒Check 検証⇒Act 是正処置）サイクルを回すことが重要であると述べている。

ネットワーク会議が公表している手順書は、①全職員に遵守され得る手順とすること、②いずれの医療機関でも導入可能な手順とすること、を目指して作成されたものである。

そこで委員会では、ネットワーク会議が公表した手順書をもとに検討した患者誤認に関する方針と手順を示すことにした。

エラーを少なくすることは病院全体で取り組むべき課題であり多くの医療機関において、本手順書が活用され、実践につながることを願っている。

## 患者確認に関する方針

### 1. 目的

患者を確実に確認（識別）して、院内のあらゆる患者への医療行為・医療サービス等において患者誤認（患者確認エラー）を予防する。

### 2. 基本方針

院内における患者確認の方法・手順を手順書に定め、職員は手順を遵守する。

#### 1) 患者確認は、少なくとも2つの方法（識別子）を用いて行う。

（識別子とは集団の中のある特定のモノを他のモノと区別するためのものであるがひとつの確認方法では確実な実施は難しい。）

#### 2) 2つの方法は【フルネーム】と【生年月日】を用いる。

・医療者間の伝達時や書類等の確認では、【フルネーム】と【ID 番号】の2つを用いてもよい。

（ID 番号は医療機関の規模や機能に関わらず1患者1番号として付与してある。）

#### 3) 識別子には、病室番号やベッド番号、患者居場所は用いない。

（病室の異動やベッドで移動が考えられるため）

#### 4) 患者確認は、全ての医療行為・医療サービス等の患者への実施前に行う。

（患者の本人確認は、エラー防止の基本のひとつであり、各場面に応じた確認方法の取り決めが必要である。）

### 3. 適応範囲

院内の全ての職員

（患者確認は職種を問わず、すべての職員が医療行為や医療サービス等において実施すべき基本である。）

### 4. 定義

1) リストバンド（ネームバンド）とは、患者確認のツールとして全ての入院患者に装着するバンドであり、フルネームと生年月日、ID 番号等が表示されている。

2) ID 番号とは、病院が1患者1番号として付与している番号で診察番号ともいう。

### 5. 役割と責任

- 1) 本手順の作成と改訂の役割と責任は、医療安全管理部門にある。  
(事故の多くは組織的な背景を持っており個人の注意力に依存するのみでは安全確保は困難であり病院としての組織的な対応が求められる。無床診療所等で医療安全部門がない場合でも医療安全の担当者を確認しておく)
- 2) 医療安全管理部門（無料診療所等は医療安全の担当者）は、手順を職員の採用時のオリエンテーションで周知する役割を担う。
- 3) 全ての職員は、手順を遵守して患者確認を行う役割と責任を有する。
- 4) 各部門・部署・職種の管理者は、手順を職員に周知する役割と責任を有する。

## 6. 遵守と監視

- 1) 医療安全管理部門（無料診療所等は医療安全の担当者）は、職員の手順の遵守状況の調査方法を検討し、定期的に調査や確認を行い院内の状況を把握するとともに結果を医療安全管理委員会や院内の会議で検討して改善のためのフィードバックを行う。
- 2) 各部門・部署・職種の管理者は、定期的に職員の手順の遵守状況を調査、または確認してフィードバックを行う。
- 3) 全ての職員は、手順の自分自身の遵守状況を定期的にモニタリングする。  
(医療安全管理部門（担当者）は遵守状況のモニタリングの実施について確認する。)
- 4) 手順書は、医療の進歩や諸処の経験に基づいて、作成したあとも定期的に或いは一定の方針のもとに適宜改定されている必要がある。

## 患者確認手順

### 1. 患者を確認する手順

- 1) 患者自身に【フルネーム】と【生年月日】を言ってもらい確認する。
- 2) 患者が名乗れない場合
  - ・入院患者は、リストバンド（ネームバンド）で【フルネーム】と【生年月日】を確認する。  
（リストバンドを使用しない医療機関では、リストバンドに代わる確認方法を決めておく。）
  - ・外来患者は、診察券で【フルネーム】と【生年月日】を確認する。
- 3) 初診等で ID 番号、診察券が無い場合  
患者自身に【フルネーム】と【生年月日】を言ってもらうとともに、保険証または免許証、パスポート、マイナンバーで【フルネーム】と【生年月日】を確認する。
- 4) 患者の氏名、生年月日が不明の場合  
氏名、生年月日等が判明するまで、仮の患者識別子（ID 番号、仮の氏名、等）を用いて確認する。（仮の識別子の院内規定の有無とその内容を確認する。）

### 2. 患者に実施する医療行為・医療サービス等の患者情報と患者自身との一致を確認する手順

- 1) 患者に実施する医療行為・医療サービス等の患者情報として【フルネーム】と【生年月日】または【フルネーム】と【ID 番号】を、下記の表 1 の対象物で確認する。
- 2) 確認した医療行為・医療サービス等の患者情報、【フルネーム】と【生年月日】または【フルネーム】と【ID 番号】を、患者自身の【フルネーム】と【生年月日】と一致しているかどうか、照合確認する。

表1 患者に実施する医療行為・医療サービス等の患者情報を確認する対象物

医療行為・医療サービス等・場面	フルネームと生年月日またはID番号を確認する対象物	指示の確認を行う場合フルネームと生年月日またはID番号を確認する対象物
診察	カルテ（画面）	
薬剤の投与前	注射・点滴のラベル	指示・注射箋
	内服薬配薬ボックス	指示・処方箋
	内服・外用薬の薬袋・容器	指示・処方箋
輸血	血液製剤の適合票	指示
採血・検体採取	ラベル・検査伝票	指示
放射線検査	検査機器画面・検査伝票	指示
生理機能検査	検査機器画面・検査伝票	指示
手術	手術申込・指示	
食事配膳	食札	
面談	カルテ（画面）	
指示入力・記載	カルテ（画面）	
処方箋等を渡す	処方箋	
書類を渡す	カルテ（画面）	
その他の医療行為・医療サービス、業務	カルテ（画面）・伝票・印刷物	

引用・参考文献

一般社団法人 医療の質・安全学会ネットワーク委員会主催  
 医療安全管理者ネットワーク会議第1版 2016年5月28日